

てともに喜び合いたいと思います。

大変忙しい中、熱意をもってこの問題に取り組んでもくれた3名の代理人に心から感謝します。裁判の経過では、関電の立証放棄の姿勢と裁判所の関電に対する「求釈明」の内容から見て、我々は勝利を確信していました。女川原発裁判の判決がわれわれの論理立ての基本線となりましたが、この判決では基本的な立証責任を電力会社側に負わせ、非公開の資料公開まで義務づけています。この点で今回裁判所の決定はテストケースとして非常に興味深いものがありました。しかしそれを察知したのか、関電がその決定直前に燃料使用の断念を公表したのは非常に残念なことです。

関電は、このような運動に押されて断念したとは決して認めないでしょう。イギリスの検査局(NII)とBNFLが新たな不正事実を公表したために、やむなく不正を認めざるを得なかつたこと、ただそのことだけしか認めないに違ひありません。

実際関電は、「燃料データに不正があつても安全性が損なわれることはない」などと、燃料使用を断念したあとでも、まだ未練がましく主張しています。この主張こそが、今回の過程における関電の姿勢の特徴を如実に示しています。ただ自分の便宜・利益のために住民の安全を無視し、原子力がよつて立つべき安全の根本を忘れ、自分自身が立てた安全判断の基礎を自ら掘り崩しているのです。このような態度をとらなければやつていけないとは、これこそが原発推進体制の世紀末の姿を表しているのではないでしょうか。ここに一体となって加担した通産省と原子力安全委員会も、その責任を厳しく問われるべきです。

今回の事態によって、替わりのMOX燃料を

どこでいつ作るのかさえ不透明になり、高浜原発プルサーマルは実施の時期を大幅に延期せざるを得なくなりました。そればかりでなく、東海村事故に続いて原子力推進の無責任体制が再び暴露されたのです。当該自治体も推進を無条件に認めるわけにはいかないと言わざるを得なくなっています。つまり、プルサーマル推進そのものを改めて問題にする新たな条件が生まれているのです。この新たな条件をよく見極めていきましょう。

我々がもたらした結果は、単なるMOX燃料の不正疑惑という枠を超えて、プルトニウム利用からの撤退、核燃料サイクルの根本的見直しへと大きく発展する契機を含んでいるし、現にそのような論調がすでに見られるようになっています。

今回の勝利を次への基盤とし、この勝利の意義と責任を自覚し、よく検討しながら積極的に次へと進んでいこうではありませんか。

会計報告 ('99.12/1~12/31)

収入

| | |
|---------|-----------|
| 会費 | 24,000 |
| ニュース講読料 | 65,000 |
| コピー代 | 3,660 |
| 計 | 95,660 |
| | |
| 支出 | |
| | |
| ニュース印刷代 | 23,850 |
| 郵送料 | 8,570 |
| 振替手数料 | 870 |
| コピー料金 | 14,005 |
| 計 | 47,400 |
| 差引 | 48,260 |
| 積立金合計 | 1,945,432 |

伊方訴訟ニュース

第317号

2000年1月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

年頭のご挨拶

2000年元旦

伊方原発反対八西連絡協議会
代表 広野房一

謹賀新年

全国の皆さん、地域住民の皆さん。
新世紀の新春明けまして、おめでとうございます。心からお慶び申し上げます。

昨年中は、伊方原発反対運動のため絶大なご支援を頂き、有り難く厚く御礼申し上げます。

私たちが伊方原発反対の運動を開始して以来、31年の歳月を経て今日に至りました。運動を開始して以来、私たちは反省を重ね、自助努力を続けてきましたが、いつも全国の皆さんから、物心両面のご支援を得ながら運動を持続してこれまでことを、無上の慶びとしています。

私たちは運動の原点を原発無条件絶対反対、核絶対否定に置いて進めてきましたが、米ソ二大国での原発大事故によって、私たちの運動の正しさが実証されて以来、何人も私たちの運動を否定できないことは、世界的にも、ますます認められてきています。

私たちが運動を開始して以来、原発に関係した数々の出来事が世界で、そして日本で起こつてきました。ごく最近では、昨年9月に東海村で起つた臨界事故が最も衝撃的な出来事でした。原発推進論者は、なんと弁明するの

でしょう。事故の原因是、科学技術庁のズサンな指導・監督はじめ、原発にかかわってきた当事者たちが安全を軽視してきたことにあつたことは、世界中の万人が認めているところです。

私たち原告の本人訴訟として、20年あまりにわたって取り組んできました2号炉裁判も、本年中には結審となると予想されています。この3月には、私たち原告側の最終準備書面を提出することになっていますので、原告それぞれが仕事の合間を縫つて、その準備に頑張っています。

その一方で、昨年の統一地方選挙では、伊方町はじめ各自治体で、原発建設当初以来続いている不正の数々が明るみになってきています。しかし、こうした不正を公然と批判する住民も多くなってきていることも否定出来ません。

年頭にあたり、私たちはすべての人々に申し上げたい。住民一人一人が、白は白、黒は黒と発言し、強く正しく生きる努力が一層要求されている、と。

以上、年頭のご挨拶とします。

小渕さん

なんで伊方原発に?

昨年12月12日、小渕恵三首相は資源エネルギー長官らと共に伊方原発を視察に訪れた。発電所内では、コンピューター2000年間

題対応模擬試験に立ち会ったり、3号機の核燃料貯蔵プールの視察などを行った。

視察後に発表された首相談話では「JCO事故で、原子力発電に対する国民の不安が増大しており、まずは、原子力発電所の安全を確実にしなければならない」と、気の入っていない感想だけ。

現職の首相が伊方原発を視察したのは前代未聞の出来事。それで、視察前から、住民や報道関係者の間では、「何のための視察?」と話題になっていた。「南海日日新聞」によると、事前の取材に応じた総理官邸報道室は、次のように話していたという。

「総理の視察はオフレコだったんですが。なぜ伊方原発か、ということについては、報道室にも説明はない。首相の視察は公務だが、松山での自民党の政経パーティ出席と兼ねているようです」と。

どうやら、近づく総選挙に備えて、知事選挙以来ゴタゴタ続いている松山自民党のまとめ役を頼まれ、大スポンサーの顔を立てるため公務での伊方原発視察を演出したのでは?

もしそうなら、JCO事故発生を知らされた際に、自公連立問題に心を奪われていたのと同様のお粗末さである。

伊方3号機

また常習の通報遅れ

昨年1月30日、四国電力は、伊方3号機の定期検査で、分解点検をすませた非常用ディーゼル発電機が焼け付いて使えなくなり、修理が必要と発表した。

実は、その発電機の故障は、4日前に起きていた。しかし四電は、発電機の中に置き忘れたスponジが原因であり、発電機の修理が

必要と判明してから、トラブルを公表した。

四電が愛媛県と伊方町との間で結んでいる安全協定では、「定期検査や自主検査でみつかった異常も、その都度報告しなければならない」と明記されている。

四電の発表を受けての記者会見の席で、加戸県知事は「トラブルの内容より、異常が発見された時点で県に連絡がなかったことが問題」と、強い口調で四電を批判した。また、伊方町の助役は、「スponジの置き忘れなんて、お粗末すぎる」と、あきれ顔。

四電は、この3年間だけでも、1、2及び3号機で、事故・トラブルごとに、通報遅れを、その都度受けた厳重注意も馬耳東風と、繰り返してきている。「原発さよならえひめネットワーク」のメンバー9名は、市民派の阿部悦子県議と共に、12月3日に四電松山支店を訪れ、応対した総務課長に以下の内容の書面を手渡し、厳重に抗議した。

抗議および申し入れ書

四国電力(株)社長 1999年12月3日

大西 淳 殿

私たちは、伊方原発3号炉の非常用ディーゼル発電機の事故について、怒りをもって抗議する。

事故の度に繰り返される通報遅れが今回も又行われた。四国電力は、75年の燃料棒折損事故、77年の蒸気もれ事故、78年の冷却水漏れ事故と、1号炉運転当初から、5時間から12時間という通報遅れを繰り返している。最近の事故をみても、96年1月蒸気噴出事故、97年6月の放射能汚染水漏れ事故も、同様に通報が遅れている。特に、96年1月の蒸気噴出事故では、地元住民を一晩中、不安と恐怖の中に置き去りにしたことは記憶

に新しい。

事故の通報について、ひとこと付言したい。四国電力は、まず初めに地元住民への通報をすべきだ。地元住民は四国電力を「四電は国や県の方に向いている。その前に、原発に近い地元住民の方にこそ向くべきだ」と批判しているが、まさにその通りだ。いったん事故が起これば、もっとも大きな被害を受けることになる原発近くの住民にこそ、最優先で伝えられなければならない。そして、原発で起きたいかなる「異常」も隠すことなく「ただちに」通報すべきである。

また、今回の事故も、96年1月、97年6月、そして97年9月の火災事故と、たて続けに起こされた事故と同じく、人為ミスによる。

四国電力は、事故の度に「再発防止策」や「連絡通報の改善策」なるものを出してくるが、どこまで真摯に取り組んでいるのか疑わしい。相変わらず人為ミスと、通報の遅れが繰り返されている。

そして今回の事故は、その作動が1分1秒を争うであろうECCSなどの電源となる発電機で起きている。これは四国電力がいう原発の「多重防護」がいかにもろく、当てにならないものであるかを示している。

四国電力は、原発がひとたび大事故を起こせば、その被害は先日のJCOの「臨界事故」の比ではないことを自覚しているのか。地元周辺住民はじめ多くの人たちの生命を奪うことになるという自覚があるのか。

私たちは怒りをもって問いたい。あの労働者、住民を大量被ばくさせたJCOのデタラメさは、四国電力の姿そのものではないのか。

原発の運転管理能力のない四国電力は、た

だちに、伊方の三基の原発をとめ、廃炉にすることを断固要求する。

原告準備書面

—2号炉蒸気発生器取り替え等—

1999年10月8日提出

(その3)

第一章 蒸気発生器の取換え (続)

四国電力は、取り替えの理由に、細管損傷の他に(2)「定期検査作業員の放射線量低減」(3)「定期検査事時間の長期防止」も挙げている(甲203号証・p1)。

(2)では、取り替え作業に伴う作業員の被曝量は、細管補修作業の2倍にもなるが、取り替えずにおくと、作業員の被曝量は増え続けていくので、取り替えてやるのだ、と思わせがましく理由にしている。

しかし、それなら、1号炉で11回にも渡って、補修作業を作業員に強いたことは、どういう理由によるのか。本当に作業員らの被ばくを案じているなら、本件2号炉、隣接の1、3号炉で、96年1月の3号炉蒸気噴出、二次冷却系破損事故から、わずか1年8ヶ月の間に相次いだズサン極まる設計、運転や点検作業によって、引き起こされた3号炉定期点検での放射能汚染水の流出(97年6月)、2号炉定期点検の火災事故(同年9月)、19日後の1号炉の復水器損傷事故、そして2号炉の圧力容器上蓋の制御棒駆動装置のひび割れ、というズサンで危険極まりない事故の発生を未然に防ぐことこそが必要である。

これらの事故は、事故の発生自体が危険で

あるだけでなく、こうした事故の後始末、補修に多くの作業者が動員され、莫大な被ばくに晒されることが確実だからである。

こうした数多くの事故を「万全の防止策をつくりました」と、町や県、被告に対して誓った舌の根も乾かないうち、何度も事故を繰り返し続ける四国電力が、ポンコツとなつた蒸気発生器の取り換えの理由に「作業員の被ばくを少なくするため」を持ち出しても、誰も説得できるものではない。

(3)は、極めて率直な「企業論理」の発露である。本来、何度も損傷が発生する蒸気発生器であることが分かれば、蒸気発生器なしには運転できない加圧水型原子炉の使用、運転はやめないといけない、と結論しなければならない。ところが四国電力は、そういう「人と地域の安全を守る」という原則的発想は微塵も持たず、大枚かけて、地域住民の反対を押しのけて無理矢理運転し続けるか、という考え方と欲望のみにとらわれて、補修ばかりでは長く運転を休まないといけなくなるんで、早晚、使えなくなる代物を、取り換えて一気に方を付けるのだ、というのである。

こういう露骨きわまりない、企業エゴむき出しにした、取り換え理由すら掲げてはばかりない、申請者の申請したポンコツ蒸気発生器を「運転期間中の健全性は確認された」とした被告らの本件審査、許可処分という太鼓判は、一体なんだったのだろうか。

第2章 圧力容器上蓋の取り換え

このように、蒸気発生器の取り換えという事実だけで、本件審査の決定的な誤りは明らかであるが、申請者は、ナント今回、圧力容器の上蓋の取り換えを行うことも決め、被告

に変更申請したのである（甲03号証・p21）。

四国電力は変更理由を「近年の海外プラントにおける原子炉容器上部ふた管台の損傷事故を踏まえ、1号機同様予防保全の観点から」としている（同(1)）。

しかし、すでに原告は、99年1月提出書面で、97年9月25日、本件2号炉の原子炉容器（圧力容器）上部ふたの制御棒駆動装置の溶接部3カ所にひび割れが発生したことを、四国電力が明らかにしたことを、証拠（甲175号証）で示している。

「海外の損傷事例」どころではない。本件2号炉で、すでに現実に起きている重大な事故である。それを、申請者は、本件2号炉での発生の事実は、全くなかったごとくに、平然と「海外の損傷事例」として、変更理由にしている。

更に四国電力は、蓋の取り換えと同時に、(1)管台の材質の変更(2)溶接方法の変更(3)蓋の製造方法の変更(4)これまで設置していた「中性子束分布調整棒駆動装置」の廃止(5)制御棒駆動装置に設けていた「キャノピーシール」の全廃、を行うとしている（甲203号証・p21）。

これら(1)から(5)までのものは、いずれも、変更する前の状況、機器でもって、本件審査では「これで健全性が保証できる」と確認され、判断されたものである。それを、申請者は全て変更するというのである。

また、(5)で明らかにごとく、実は、本件原子炉を含め、原子炉の最も重要な機器の一つである制御棒装置は、本件2号炉で発生した駆動装置収納管の溶接部のひび割れだけでなく、制御棒装置の密閉を確保する部品であつ

たキャノピーシールのひび割れ、損傷が発生しているのである（同号証及び甲204号証）。

核分裂を制御、あるいはブレーキ役として、原子炉運転の最も重要な装置である制御装置が、現実には、圧力容器の溶接部にひび割れが発生し、容器の部品にもひび割れ、損傷が発生しているという、身の毛のよだつ状況で運転が続けられているのである。

既に、原告が示している通り、本件2号炉及び1号炉の制御棒は、摩耗、膨張が発生し、取り換えによってしか、対応策がない状況である。しかも、摩耗の状況は、制御棒被覆管の厚さ0.5ミリのうち、0.41ミリから0.46ミリにも及ぶ凄まじい摩耗になっているのである（甲22号証一の一）。

制御棒そのものの脆弱さに加え、それを収納する装置の損傷、圧力容器との溶接部のひび割れという、本件を含む加圧水型原発の制御装置は、文字通り「満身創痍」の状況が現実なのである。

本件審査では、まさに、こうした機器や装置が、機能と安全確保に必要不可欠と申請し、被告らが「それで良い」とした物を、実に簡単に「変更する。無くす。それで、何の支障もなく、むしろ安全になる」とするのである。

それなら、変更前の材質、溶接方法が健全確保に必要であり、今回廃止機器を、「必要とする機器である」として申請した申請者と、審査会の「健全性を確認した」との判断は、何ら根拠のないものであった事になる。

（以下次号に続く）

関電MOX燃料使用を放棄

反対運動初の完全勝利

このことについては、昨年12月17日に

マスコミによって大々的に報道されたが、その経過の詳細は知られていない。関電と国・県に、ねつ造を裏付ける新しい統計処理データを示しても無視され、最早これまでと関西一円の原告212名が大阪地方裁判所に、MOX燃料使用差し止め仮処分を申請した。昨年12月19日に大阪で開かれた「全面勝利報告会」で、原告団で中心的役割を果たしてこられた小山英之さんが行った報告の内容を以下に紹介しておく。

我々は、「疑惑のMOX燃料を使わせない」ことを目的として、大阪地方裁判所に仮処分を申し立ててきましたが、この目的は完全に達成されました。関電は、裁判所が決定を出す直前の12月16日に、高浜4号機用MOX燃料をすべて放棄すること、さらには、3号機用のMOX燃料も4体分だけでなく8体分すべて放棄することも、自ら決定しました。

我々は完全に勝利したのです。そして、この勝利へと向かう今回の事態の経過の中に、まさに脱プルトニウムへと向かう大きな流れがあることを、強く感じざるを得ません。

この勝利をもたらした原動力は、何といっても、裁判に訴えてでもプルサーマルを止めたいという原告212名の強い決意であります。この決意で裁判を構えたこと事態が、イギリスに、国会に、各方面に波紋を呼び起こし、イギリスを含む大きな協力関係へ発展していました。その中で生まれた逐一の成果は、裁判での我々の主張に次々と反映され、これらが一体となって関電を追いつめていきました。関電がMOX燃料の装荷を断念せざるを得なくなったのは、まさにこれらの活動総体の成果であります。この点で、各方面のご協力に深く感謝するとともに、勝利を共通のものとし